

中予石材組合定款

第1章総則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを、目的とする。

(名称)

第2条 本組合は中予石材組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は愛媛県中予地区、(城東、城南、城西、伊予)の4区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を組合長所在地に置く。

(規約)

第5条 この定款で、定めるもののほか必要な事項は規約で定める。

第2章事業

(事業)

第6条 本組合は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に関する協定。
- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上、組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供
- (3) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第7条 本組合員たる資格を有するものは、次の各号の用件を備える石材事業者とする。

- (1) 墓石石材工事業、販売業等を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業所を有すること。

(加入)

第8条 本組合の加入要綱は次の通りである。

- 1、組合員の資格を得ようとするものは、別紙で定める加入要綱を満たすものとする。
- 2、前項の加入者からは、加入要綱に定める加入金を徴収することができる。
- 3、別紙、加入要綱の加入金額は総会において定める。

第9条 本組合員たる資格を有するものが死亡した場合、事業相続者から1ヶ月以内に脱会の申し出がない場合、継続加入とする。

(退会)

第10条 組合員は退会要綱に基づき退会することができる。

(除名)

第11条 本組合は、次の各号のどれかに該当する組合員を総会の決議によって除名することができる。

- (1) 会費の支払いを怠ったもの（4期2年以上の会費）
- (2) 組合員（代理人）が、総会に対して4期2年以上欠席したもの
- (3) 本組合に対し事業を妨げる行為をしたもの
- (4) 犯罪、その他信用を失う行為をしたもの

(経費の賦課)

第12条 本組合は次の経費、賦課行うことができる。

- 1、本組合は組合事業を行うため組合費を徴収することができる。
- 2、組合費の額、徴収時期及びその方法その他は総会に於いて決める。
 - (1) 平成13年4月1日実施 1期（6ヶ月）20,000円
- 3、組合員もしくは組合員外より寄付行為を受けることができる。

(届出)

第13条 組合員は次の各号のどれかに該当するときは、30日以内に本組合に届出なくてはならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部または一部を休止、もしくは廃止したとき。

第4章 役員

(役員の定数)

第14条 役員の定数は次の通りとする。

- (1) 相談役 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 2名
- (7) 理事 4名（城西、城南、城東、伊予より各1名）

(役員の条件)

第15条 本組合の役員は、組合員でなければならない。

(役員の選挙)

第16条 役員は総会で選出する。

(会長および副会長の職務)

第17条

- 1、会長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 2、副会長は会長を補佐し、本組合の常務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し会長が欠員のときはその職務を行う。

3、会長、副会長がともに事故または欠員のときは、役員会において役員のうちから代理者またはその代行者1人を定める。

(書記の職務)

- 第18条 1、書記は組合事務を行う。
2、書記は、総会において事業報告をする。

(会計の職務)

- 第19条 1、会計は組合の経理および組合費の徴収を行う。
2、会計は年に1回、監査を受け、総会において報告をする。

(監査の職務)

- 第20条 1、監査は何時でも会計の帳簿及び書類を閲覧もしくは謄写をし、会計に関する報告を求めることができる。
2、監査は、その職務を行なうために特に必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。

(理事の職務)

- 第21条 理事は地区組合員を代表し意思決定および連絡業務を行う。

(相談役の選出)

- 第22条 役員の議決を経て会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第23条 役員の任期は次の通りとする。

- 1、役員の1期の任期は2年とし原則的に交替とする。
- 2、補欠のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、任期の満了または就任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで、役員の職務を行う。

(役員の忠実義務)

- 第24条 役員は定款および規定の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の報酬)

- 第25条 役員の報酬は、総会において定める。

第5章 総会および役員会

(総会の招集)

- 第26条 総会は通常総会と臨時総会とし会長が召集する。
(1) 総会は組合員の3分の2以上の出席で開催成立する。
(2) 総会における議決は出席者の過半数以上の議決をもって可決する。

(役員会の招集)

- 第27条 役員会は定期役員会と臨時役員会とし会長が召集する。

第6章 会 計

第28条 本組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第29条 この定款・会則の改正は総会の議決を経て変更することとする。

(慶弔規定)

第30条 組合員の1親等の親族の弔事に際して、花輪・生花又は香典を、15,000円程度を基準として支出する。

(施 行 日)

第31条 平成6年4月1日から実施するものとする。